

令和5年度 海辺の監視・救助業務に関する単価

公益財団法人 日本ライフセービング協会

令和5年度における海辺の監視・救助業務に関わる人件費，諸経費，管理費等は以下の通りとする。

1) 人件費（8時間／日）

- ①エリアマネージャー※¹〔認定ライフセーバー以上の資格者〕 32,000 円／日*
- ②認定ライフセーバー※² 25,000 円／日*
- ③IRB（救助用ゴムボート）ドライバー〔IRB ドライバー資格者〕 30,000 円／日*
- ④PWRC（救助用水上バイク）オペレーター〔PWRC オペレーター資格者〕 30,000 円／日*
- ⑤UAV パイロットリーダー 30,000 円／日**
- ⑥UAV パイロット 27,000 円／日**

*単価には，昼食，交通費，保険※³，ユニフォーム含む。

**UAV パイロットリーダーおよびパイロットは，認定ライフセーバー以上の資格者でかつ，ドローン操縦資格（ドローン国家資格「一等無人航空機操縦士」，「二等無人航空機操縦士」もしくはこれらに準じる資格）を有する者を対象とする。単価には昼食，保険含む。

2) 旅費

- ①自宅から勤務地までの往復交通費（公共交通） 実費
- ②宿泊費 10,000 円／日

3) レンタル器材料

- ①レスキューボード 3,000 円／日
- ②レスキューチューブ 500 円／日
- ③バックボード 500 円／日
- ④IRB（救助用ゴムボート） 50,000 円／日
- ⑤PWRC（救助用水上バイク） 55,000 円／日（ライフスレッド含む）
- ⑥AED 44,000 円／2 ヶ月
- ⑦トランシーバー 2,000 円／日
- ⑧UAV 機体 57,500 円／日（損害賠償保険等の保険加入含む）
- ⑨UAV 運用資器材 17,500 円／日

4) 器材諸経費

- ①器材運搬経費は別途実費とする。
- ②PWRC，IRB に係る燃料費は別途実費とする。

5) 管理費

（直接人件費＋直接経費）×10%

6) その他

- ①消費税は別途とする。
- ②UAV 飛行のための申請業務は別途（70,000 円）とする。

※1 エリアマネージャーとは，ライフセーバーの配置や安全管理を指揮する現場責任者を指し，エリア内の監視救助活動を統括し，有事の際には，自治体，公的救助機関等の関係諸機関に連絡をするとともに，エリア内のライフセーバー及び他エリアのライフセーバーと連携促進を図る。

※2 認定ライフセーバーとは、救助技能を有する JLA が認定する下記の資格保持者を指す。

- ①ベーシックサーフライフセーバー資格
- ②アドバンスサーフライフセーバー資格
- ③サーフライフセービングアシスタントインストラクター資格
- ④サーフライフセービングインストラクター資格

※3 人件費に含む加入保険の詳細

1) JLA 認定ライフセーバー資格登録者加入保険

①傷害保険

JLA の管理下の「ライフセービング活動中」や「自宅とその活動との通常経路中」に、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡した場合に補償する保険。

死亡保険金額	500 万円
後遺障害保険金額	500 万円～20 万円
入院保険金額	3,000 円
通院保険金額	2,000 円
手術保険金額	入院保険金額の 5 倍～10 倍

②団体賠償責任保険

JLA の管理下のライフセービング活動中に、ミスにより発生した偶然な事故に起因して他人に身体の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に法律上の損害賠償責任を補償する保険。認定ライフセーバー資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象とならない。

賠償責任保険（身体・財物）	2 億円
賠償責任保険（管理財物）	50 万円
賠償責任保険（人格権侵害）	50 万円
事故対応費	500 万円
見舞費用（死亡）	50 万円
見舞費用（後遺障害）	2 万円～50 万円
見舞費用（入院）	2 万円～10 万円
見舞費用（通院）	1 万円～5 万円

③個人賠償責任保険

個人のライフセービング活動中に、ミスにより発生した偶然な事故に起因して他人に身体の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に法律上の損害賠償責任を補償する保険。認定ライフセーバー資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象とならない。

賠償責任保険（身体・財物）1 億円 （1 事故につき 5 千円の自己負担）

2023 年 4 月 1 日
JLA 救助救命本部